西成区「あいりん地域のまちづくり」　第３２回労働施設検討会議　議事概要

１　日　時　　平成３０年７月２３日（月）　午後６時４５分～午後８時３０分

２　場　所　　西成区役所　４階　４－７会議室

３　出席者

（有識者４名）

福原大阪市立大学大学院経済学研究科教授

寺川近畿大学建築学部建築学科准教授

ありむら釜ケ崎のまち再生フォーラム事務局長

白波瀬桃山学院大学社会学部准教授

（行政機関１７名）

大阪労働局　大久保会計課長補佐、宮田職業対策課長補佐、ほか２名

大阪府商工労働部雇用推進室労政課　地村参事、中村課長補佐、ほか６名

西成区役所事業調整課　安間課長、室田課長代理、狩谷係長、ほか２名

（地域メンバー１２名）

田中萩之茶屋社会福祉協議会会長・萩之茶屋第５町会長

松繁釜ヶ崎資料センター

西口大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田ＮＰＯ法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田ＮＰＯ法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

中島公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表（代理）

本田釜ヶ崎反失業連絡会共同代表

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

野崎全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表

稲垣釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長

４　議　題

・本移転施設の規模及び配置の検討について

５　議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、セ：西成労働福祉センター、

区：西成区役所）

府　定刻となりましたので、ただいまから第３２回労働施設検討会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、夜間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

府　みなさま、こんばんは。本日も非常に暑い中、第３２回労働施設検討会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。前回の会議でハードにかかる機能の検討について、一定の取りまとめ行うことができ、ありがとうございました。ソフトにかかる部分につきましては、引き続き、機会を捉え、みなさま方から様々なご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。今後、規模及び本移転の場所の配置などの検討に当たりましても、みなさまのご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、どうか、よろしくお願い申し上げます。

有　大変暑い中、会議にご出席いただき、ありがとうございます。配布しております次第に記載の議題につきまして、今日から本移転施設の規模及び配置についての検討ということで、これをメインの議題にし、議論を進めてまいりたいと思っております。これまで、機能について２年間にたくさんのことをみなさまとご一緒に議論させていただきました。学習会等々を通じ外部の方のお話も聞き、非常に盛りだくさんな機能について整理してきたところです。また、規模と配置に関してですが、まずは規模について、いろいろ考えて行きたいと思っています。また、配置については、エリア内でシミュレーションをしながら、議論を進めてまいりますが、今後も丁寧な議論を大事にして行きたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、前回の振り返りを簡単にしておきたいと思います。資料の第３１回議事要旨案をご覧ください。５に議事要旨に記載の本移転施設の機能検討のまとめとして「労働施設の本移転に向けた機能検討の整理一覧案」によりとりまとめをさせていただきましたが、簡潔におさらいをさせていただきます。一番右端ですが、使い勝手の良い求人・求職システム、多様な相談機能の充実、そして多様な求職者ニーズに対応して行くものです。そして、センター機能のＰＲ、より充実させるためにセンターの役割というものを広く多くの人たちに知っていただくというものです。それから、地域の顔としての機能というのは、単に労働センターというだけではなく、地域の中心となる顔としての機能も要るだろうというお話しです。そして、センターを中心として、日雇労働者だけでなく地域のみなさんの生活も含めた５０年の歴史を振り返り、どう活かして行くか。こういったことを考えて来たかと思います。特に大事だったのは、就労支援システムを構築し、どのように上手くマッチングさせて行くのかというお話しや、技能講習事業をどのように「見える化」して行くのかといったご議論であったと思っています。また、寄り場についても現在の時代に合ったシステムとして、これをしっかりと作り上げて行くという話もあったかと思います。この他、労働局さん、国の方からは、新たな提案、ここには国事業の今後ということで、阿倍野のハローワークの検討なども必要となるかも知れないと、委員のみなさんからご提案がありました。国の方としてもいろいろと提案をして行くということで、今日はご披露いただけるかと思います。このほかにも、約２年間にわたり、みなさんとともにご議論して来たところです。それらを踏まえて、本移転については、地域全体で捉えるということをお話したところですが、現センター敷地に第２住宅の部分も含め、広さとしては、約１万平米ほどあります。市と府の共有の形になっていますが、労働施設としてどれくらいの規模のものが相応しいのか、寄り場をきちんと残し、さらに、様々な課題を抱えている人たちへの支援のための適切な広さなどについても議論して行こうということになると思います。今、申し上げたとおり、規模の話と配置については、別のものとして考えるということで、まずは規模感から検討したいと思います。特に、寄り場としての機能を考えたときには、車の出入の話も含め、まず１階のフロアについて、これをしっかり固めるということが必要になるかと思います。

それでは、本日の規模と配置の議論の前に、前回会議で、労働局さんから今回の会議で提案したいというご発言をいただいておりましたので、まずは労働局さんからご説明をお願いしたいと思います。

国　そうしましたら、大阪府のハローワーク施設についての説明をして行きたいと思います。こちらの会議でいろいろと機能について、未調整のテーマの中で国の事業の今後、阿倍野ハローワーク、ルシアスに関わる検討項目のご意見をいただきまして、今現在どういった形で大阪労働局としては対応して行くのかという議論はしておる訳なんですけれども、このエリアへの施設の移転ということで、希望としては聞いておるんですが、なかなか厳しい状況があります。本日は用意したこの資料２枚を使って説明をさせていただきたいと思います。

まず大阪府におけるハローワーク施設の状況について説明をさせていただきたいんですけれども、資料として大阪府下におけるハローワーク施設を記載した用紙を準備させていただきました。現在大阪府下においては一般の職業安定所は１６所あります。そして労働所、あいりん労働公共職業安定所と港を含めると１８所にはなるんですけれども、こちらの資料の中では労働所の方は記載されておりませんが、現在大阪府下１６のハローワークで事業を行っているという中で、大阪府の方には大阪市を含めて４３市町村存在しておりまして、大阪市においても２４区あります。実際のところ、各市町村であったり、区の方に１つずつハローワーク施設があればいいのですが、現在そういった対応は出来ていなくて、地図を見ていただくと、池田であれば５市町で１つのハローワークがあり、堺だけは例外的に広いので１つの市に１つの職業安定所があるのですが、それ以外は複数の市町村を担当しているというような形でエリアごとに対応しています。そして大阪市内のものを見ていただきますと、大阪市内におきましては淀川、梅田、大阪東、大阪西、阿倍野と５つのハローワークで対応しており、それにそれぞれ出先の１９施設、プラス阿倍野所のルシアス庁舎であるとか、堺東には堺東駅前庁舎という施設があったり、２１施設の出先をもって対応しています。そして西成区を担当しているのが阿倍野の方になるのですが、実際阿倍野所自体の管轄区域というのも西成区、住之江区、住吉区、阿倍野区、東住吉区、平野区と、こういう形で６区担当しているということになり、こういった形でエリアごとで対応せざるを得ないのが現在の状況にあるということになります。実際今回センターがあるこの地域なんですけれども、天王寺や難波とも非常に近いということもありまして、大阪市内の地図の中で四角で囲っている専門的施設を一緒に書いておりまして、南の地域ですとハローワークプラザ難波、大阪マザーズハローワーク、仕事情報ひろば天下茶屋、阿倍野ハローワークコーナー、ハローワーク阿倍野ルシアス庁舎、あべのわかものハローワーク、阿倍野所本体といった形で比較的近いエリアに専門的な施設も擁しているということなので、実際すぐにみなさまのお声に対応出来ればいいのですが、我々としてはこういった専門施設をいかに活用して行って、今あるあいりん労働公共職業安定所を利用して行くのかということを検討して行きたいということで考えている訳でございます。

国　引き続き、こちらのポンチ絵の方をご覧いただきたいのですが、冒頭座長からもございましたが、一番上に書いておりますのは、まちづくりの目標、にぎわいのあるまちづくり、特に労働の国として扱っている事業で行きますと多様な求職者ニーズに応えて行かなくては、というところをスタンスに持ちまして、中心にはあいりん労働公共職業安定所と書いている部分があると思いますが、その下にはこれからいろいろと詰めて行きますので仮称ということで就労支援トータルサポート自立促進事業と銘打ちまして、先ほどお話しましたように、西成センター、新今宮駅を中心にしますと、マザーズハローワーク、女性に対して子育て中の方への職業相談、チャイルドスペース、仕事と家庭の両立に理解のある企業情報の提供ということで、難波の方にありますマザーズハローワークという施設なんですが、子育て中の方だけではないのですが、主にそういった女性を中心に就労支援を行っているという施設でございます。その１つ下のところですがわかものハローワーク、こちらの方は以前から話題と言いますか、お話が出ております阿倍野のハローワークの出先機関になります。ルシアスビルの中にあるわかものハローワーク、こちらは文字通りの若者、若年者に対していろんな支援を行っております。経験交流会であったり、心理カウンセリングであったりと、個別支援等々いろんな若者独自に対して特化した就労支援を行っております。一番下の阿倍野のハローワーク、美章園の方にあるのですが、こちらの方は生涯現役窓口ということで先ほど紹介しました１６所あるハローワークすべてにありまして、主に５５歳以上の方、特に６５歳以上の方に特化したきめ細やかな職業相談、個別求人開拓ということで、高齢者の方には専門にやっている窓口を持っておるということでございます。そして右下の西成区役所の方ですが、こちらの方は今まで会議の場でもお話をさせてもらったこともあるんで、ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、生活保護受給者の方、生活困窮者の方に対して西成区役所内に常設窓口が設けられております。生活保護を受けられている方等々への就労する手前の準備といったところを区役所さんの方でやっていただいていますが、いよいよ就職をしますよという形になって来たときにハローワークの方が区役所の常設窓口にナビゲーターを配置し、そこで相談をして就職に向けて支援を行っていくということでございます。そして右側の西成労働福祉センターということで、現在も国の事業でございます技能講習事業を委託し、センターで実施をしていただいています。そしてセンターさんの方は以前からもですが日雇労働者への各種の相談等々を実施されておりますので、現在も当然ながらあいりん労働公共職業安定所とは連携を取って技能講習などをしている訳ですけれども、今後もさらに連携を図りながら、いろんなことが日雇労働者の方のために出来るのではないか。そこの真ん中に書いている事業名の下に日本有数の就労支援環境を活かしたというのは、西成センター、西成区役所さん、私どもの出先機関も含めて半径２キロメートル以内にこういった形で集まっております。こういった形は冒頭も説明しましたが、府内で見ていただいてもこれだけ施設が２キロメートル圏内に集まっているというのは日本有数の環境ではないかなということでございます。そのあいりん労働公共職業安定所のところの点線の四角の中に書いておりますが、あいりん労働公共職業安定所を基点としまして、お越しいただけましたらプレ職業相談ということで、お仕事探しをされる求職者の方はいろいろと環境が違いますので、その辺をしっかりと職業相談の方をさせていただいて、女性の方であればマザーズハローワークの方のご説明ご案内をさせていただく。的確誘導ということで同じく若者等々でございましたら、そういった形で誘導して行く。そして誘導だけではなくて、そういった形でご説明もさせていただくという意味合いと言いますのは、以前からもハローワークというのは敷居が高くて行き難い等の意見を頂戴しておりますので、プレ相談の中でそういったところではございませんよと説明し、場合によっては、取り次ぎであったり、ご予約をするとかいうことも出来るのではないかなと考えております。あとネットワーク云々というお話もありますが、こういう事業を始めて行きますと何らかそこに入って活用出来るのではないかということで、今日ご説明させていただきますのは仮称ではございますが、就労支援トータルサポート自立促進事業ということで考えさせていただいております。また今お話した部分にご意見等あればいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

→　あなた肝心なこと話してないね。あいりん職安いつになったら釜ヶ崎の日雇労働者の人に日雇労働の仕事を紹介するんですか。具体的な計画を明らかにしてください。それを提案します。

有　その議論については、これまでも何回もやって来ましたので。

→　議論なんか深まってないじゃないですか。表面的な話だけやないですか。どうしたらあいりん職安が日雇労働者の人に仕事を紹介することが出来るのか、それをきちんとやっぱり具体的な話しましょうや。上辺ばっかりサラッとやらずに。

有　別にそんな積もりはないです。委員はそう思われるかも知れませんが、この会議ではそういう風には考えておりません。

→　今の委員の件は後で戻るとして、取りあえず今の説明に基づいてのお話ですが、私あまり職安のシステムよく知らないので、求人を貰うときは住民票があるところの管轄に行きますよね。で、職業紹介も受けるときは管轄内に住民票がある職安に行くの。

国　そこは違います。雇用保険を受給するのは住まいの管轄があるのですが、お仕事探しはどちらのハローワークでも出来ます。

→　どこでもいい訳。では、わかものハローワークは３５歳未満で東京から来ようと、どこから来ようといいということですか。

国　はい。

→　ここで３５歳未満と６５歳以上とあるけど、３５歳以上と６５歳未満はどこへ行ったらいいの。さっき若者は３５歳未満で手厚くやりますよ、で生涯現役は６５歳だけど、取りあえず６５歳以上については、どこの職安でも丁寧にやっています。では、この中間層４０歳代はどこなんですか。どこでもありますという話ですか。

国　先ほどご説明しました府内にある１６所ですね、ここの載っているのは阿倍野のハローワークで、いろんな方が来られるのですが、このポンチ絵の方は高齢者の方が来られた場合、こういう窓口がありますよということで書かせていただいております。阿倍野のハローワーク自体は当然年齢に関係なく、例えば身体に障がいがある方には、障がい者の方がご利用する専門の窓口を設けておりますので、大きく言いましたら阿倍野のハローワークでは、年齢はその間の方であれ、高齢の方であれご利用いただけるという形になります。

→　職業紹介しますよ、例えばマッチングしましたよ、この方をお宅のところに紹介しますよというときは、紹介するに当たって住民票は必要要件なのか。

国　いえ。

→　住民票はどこにあろうと、職業紹介しますということですか。

国　はい。

→　ただ企業の側が住民票を出してくれと言ったときに、住民票がなかったら保険に入れないですよね。

国　企業の方で面接の段階ではそこまでは縛らない。採用が決まった以降ですね。

→　住民票がなかったら正規雇用は出来ない。

有　いや住民票を移せば。

→　移せばね。移せる人は助かりますよね。

有　だからハローワークの管轄する中でなくていいんですよ。通えればいいんですよ。

→　そういう対応が出来るということですね。ただ実効性があるかどうかは、要するにあいりん職安に相談に行きました、西成労働福祉センターで日雇いの仕事を探しますということになって来ると、住民票を動かせない、いろんな人がいるじゃないですか。そういう人たちはこのトータルサポート自立促進事業でいくらやっても勤めた段階で住民票がダメですということになるんですね。

有　企業さんの方がね。

→　職安は紹介すればいいという話じゃなくて、やっぱり実際に就労出来るシステムを構築しようという話ですから、それを含めて何か考える余地は今のところ難しいということですか。

有　ハローワークだから難しいというのではなくて、どんな仕事でも同じ問題はあると思いますけど。

→　それを解決するというようなものは、やっぱり日雇労働しかないのかも知れない。飯場に行くのに住民票はいらないですからね。

有　確かに。

→　それは年齢に関係なくやれるというだけの話だからかな。

有　国が作った制度やルールとかが前提になると思うんです。だから我々が気付かないようなところで、利用する労働者にとって使い勝手の悪さみたいなものが、発生するということも多分あり得ると思っています。

→　今言っているのは、そういう話です。だからそういう人たちがより濃く寄って来るところで、こういうトータルシステムですと言われてもピンと来ないねと言っている。

有　労働局さんから事前にお話を聞いたときに、少し返させてもらったのは、国がこういう形で新しくトータルサポート自立促進事業といういろんなネットワークの核となるということを提案されたのは、私は評価していますという話をさせてもらった。でも、今委員が言っていたようないろんな敷居の高さとか、使い勝手の悪さみたいなものが発生するので、そこをどうするのかというを考えないといけないと申し上げた。そこは例えば西成労働福祉センターであるとか、いろんな就労支援をしているＮＰＯさんとか、大阪市が行っている地域就労支援事業を受託している事業者、昨年ここで講演していただいた職業訓練などを行っているところであるとか、そういったところと上手くネットワーク、あるいは協力関係を作りながら今の課題を解決して上手に仕事を繋げて行くのか、そこまで深めて行く必要があるだろうという風に言わせていただきました。

→　だから、借金についてはね、弁護士とか何とかで自己破産手続きを支援してもらうとか、そういうところ、住民票を持って来れる環境作り、生活相談みたいなものも含めて就労支援トータルサポート自立促進事業という風に考えてもらって、ここに枝葉をもう２つ３つ付けていただかないとあいりん所向けではないのかなと思います。

有　だから、西成労働福祉センターとの連携というか、密接な連携が必要で、例えば、住民票を取り寄せることであれば、センターがお手伝いしている訳ですからね。そこには課題解決のノウハウも蓄積されています。

→　自己破産もしないといけないかもと思う。

有　弁護士さんの相談窓口も紹介しますし、そういうのが必要ですね。だから西成労働福祉センターの役割がある訳で。

→　私の関心でいうとここまでなんですけど、冒頭の委員の話に戻って、この前の話でセンターでも日雇いだけでなくて、一般の求人も紹介していますという話がありましたよね。

有　あります。

→　じゃそれを職安の方へ同じ求人情報を並べてもいいのですか、いけないんですか。

国　センターで扱っている求人を情報としてハローワークで、あいりん労働公共職業安定所でですか。

→　そう。

国　それは、問題はないと思います。

→　それだったら、センターと同じように求人についてもあいりん労働職安で求人紹介してるということになるんですね。

→　それは札を出すんかね。あいりん職安は。

国　あいりん労働公共職業安定所は、紹介は出来ないですが、情報提供させていただいてという形になろうかと思います。

→　何で職安が紹介しないの。

国　職安の方は、稲垣委員の方から毎回のようにご指摘いただいていますが、求人を取る努力はさせていただいておる訳ですけれども、結果がゼロということですので、そこの部分についてはセンターさんの。

有　その話は途中ですが、紹介できるものであれば、ちゃんと紹介出来ますよということですね。

国　もちろんそうです。

→　だから、西成労働福祉センターに一般の求人がありました、業者さんがこういう人を雇いたいですと言って来られました。併せて、あいりん労働公共職安にも求人登録してくださいとセンターが言って、業者さんがそちらの方にも登録しておきましょうと、登録をしたら紹介出来るんですね。

国　それはもちろんです。

→　そういう話。

国　はい。

→　それサラッと言ってもろたら困る。あいりん職安は今のセンターの３階に何で出来たか。労働局の人ちゃんと説明してや。何のために出来たん、あそこに。

国　昭和４５年でしたかと思うのですが、一言で言いますと青空労働市場というようなことが出て来まして、そういった経過云々を当時の現状であれば役割分担ということで西成労働福祉センターの方が職業の紹介をしてということで、あいりん労働公共職業安定所とであいりん総合センターの中に入ったという経過になります。

→　いや違うでしょう。釜ヶ崎の日雇労働者に日雇労働の仕事を紹介するということで出来たんと違うんかいな。あんた裁判でそう言うてるがな。

国　当然そこの部分というのは、あいりん労働公共職業安定所としては仕事の紹介というのをやって行かないということで、もちろんおっしゃっているとおりです。

→　当たり前や、その肝心なこと抜かしてやな。

国　ですので、今後も求人を取って頑張って紹介をして行こうという形で動いておるところでございますので、そこのところは申し訳ないですがご理解いただいて、あいりん労働公共職業安定所も別にそこを頑張らないと言っている訳ではございませんので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

→　理解はせぇへんけどね。計画表作りなさいよ。どういう風にしたら日雇労働者の人に仕事を紹介出来るんかと、具体的な計画立てなさいよ。座長もここではやりませんと言うたけど、本移転に向けた機能検討の整理一覧て案が出てるでしょ。機能でしょ。あいりん職安の機能をきちんと論議せなあかんやないの。ここでやる積もりないって、機能がハッキリせんのに規模が分からへんがな。

有　ちょっと委員にお聞きしたいのですが、西成労働福祉センターは日雇労働の紹介をしていますよね。

→　してるね。

有　これについてはどうですか、いらないですか。両方あった方がいいですか。もちろん、あいりん労働公共職業安定所に対して紹介しなさいという風におっしゃっていることは、私は間違っていないし、正しいと思っているんですよ。ただ、いろんな歴史的経過の中で、ある種役割分担的な側面が生まれたのも事実だと思うんですね。その中で、あいりん労働公共職業安定所と西成労働福祉センターの両方で同じように職業紹介するというのは混乱しないのかなとも思いますが。

→　それはそちらが勝手に決めたことでしょ。すみ分けなんていうのは裁判で否定されたじゃないですか。

有　それは分かりますよ。しかし、両方で職業紹介するというのは、混乱を利用者にもたらすことにならないですか。

→　それは現実を知らない。基本的に、要するに、もどきということを充用しようということで、５０年間運営されて来たということでしょう。相対方式というのが職業紹介かどうかというのを論争すると延々となるんだけど、取りあえず相対方式というものを職業紹介と見なすというプロセスの中で、実質的に労働者の雇用主が仕事のやり取りが出来ればいいじゃないかというときに、これをセンターにやってもらうんだけど、そのセンターがやっていたことのお墨付きを職安という看板が一応合法ですよという枠組みを与えている訳。だけど厳密に言うとどうなんですかと、延々に続いている訳ですね。それはあまり強弁しない方がいいと思う。それは、みんな知恵を出して、何となく上手く回るようにやって来たという中で、センターと職安とがセットで分担しながら運営して来たというのがあるから、どっちがどっちだと議論するとしんどい話になる。

有　役割分担というのは、もちろんそう思っているんです。

→　だって、ある空間に集まって労働者に業者から声が掛かって現場に行ったと、これが職業紹介だとあまり大きな声で言えることではないと思いますよ。だけど、それはそれで現実に仕事がみんなに行き渡り、業者もそれで活用出来るんだから、それはそれとして認めようと大人の知恵でやって来たことだと思いますけれど。

有　今後はどうしたらいいでしょうか。

→　今後は難しいだろうと思いますね。次に出来る労働施設は、やっぱりセンターと職業安定所が協力するようなシステムで運営するような機構を作るということだと思いますね。

有　それと労働福祉センターの方は、労働者の権利擁護という立場からの総合支援というか、仕事の紹介を軸にしてね。そちらの分は、ますます役割が大きくなって行くと思いますけど、実際今その方向に行っているし、そういう議論をして来ていると私は思いますよ。

→　さっきの座長の話やけど、ここでは考えておりませんって打ち切ったらあかんて。いろんな意見が出るんやから。それはそれで、やるかやらんかは別にしてやで。この回は考えておりませんって言うたら。

→　今のは、何の話ですか。

→　いや、最初の話やけど、あいりん職安が仕事の紹介をしてないということに関して、どうしたら仕事の紹介するようになるんですかということについては、この回では考えておりませんとおっしゃるから。

有　誤解しないでください。今日のテーマは労働局さんの新しい提案について議論をしましょうと申し上げただけです。あいりん労働公共職業安定所が職業紹介することが要らないなんて私は言っていませんよ。

→　今日の話という前提やったら分かるけども、あいりん職安が日雇労働者の人に仕事の紹介をしないのは何でや、これちゃんと工程表を作ってくださいって言うたら、あんたは今日じゃないわ、この回ではって言うたわ。今日とは言うてないわ。

有　今日のこの会議のテーマは今労働局さんからいただいた新たなトータルサポート自立促進事業の内容について、みなさんからご質問並びにより質の高いものにするための提案をいただきたい、議論をさせていただきたいということです。

→　では、その話はいつするんですか。

→　その話はさっき私がしたじゃないですか。しなかったですか。

→　してない。

→　嘘です。センターの業者が職安にも登録したら、紹介出来ますと言ってましたよ。

→　それは前から聞いてるやん。

→　そうでしょう。だからその話もしているからいいじゃないですか。

→　いや前からそういう話になってるやん。それは。

→　だから、それを実体化してもらったらいいじゃないですか。

→　だから紹介しいや。センターで紹介している業者をあいりん職安でも紹介しいや。

→　そういう風に言ってもらい。センターと業者にお願いして。

有　労働局さんも頑張っていただくということでよろしいですかね。

→　もう一つ、私が気になっているのは、戦後に職業安定法か何かが出来たときに、職安の名前をどうしようかという話があって、職業安定所というのがあって、労働職業安定所というのも作りましょうということになって、そんなものをなぜ作るのかと国会で議論したときに、日雇の職安の職員は能力が高い人じゃないと対応出来ないし、お金も扱うのでそういう職安を別に設けますと。議員さんがそれすれば若者の職安とか、お母ちゃんの職安とか、いろいろ作らないといけないのではという話も出て、名称は１つでいいんじゃないか、というような議論もしていましたが、この労働というのは日雇対象の職安ですよということを言っている訳です。さっきから言っているのは、常用の紹介も出来ますか、一般紹介も出来ますかと言うと、業者が登録すれば出来ますと言っていました。と言うことは、もう労働だから日雇の職安に専念していましたという姿は、今後は捨てますと言うことをおっしゃっているという理解でいいのですね。

有　そういう風には言っていません。従来の業務は業務としてやり、プラスアルファとしてこのトータルサポートの事業をやるということですよね。

→　西成労働福祉センターに一般企業から求人がありました、その業者さんがあいりん労働公共職業安定所にも求人を登録したら、あいりん労働公共職業安定所で紹介出来ますかと言ったら、出来ると言いましたよ。

有　出来ます。

→　と言うことは、日雇いだけでなくてもいいということを出来ると言ったのですね。

座　そうです。ただ、労働というこの看板、労働公共職安という看板をどうしようかというのは、昔はそういう一定の意味合いのある言葉だと思うんですよ。今は、それはあまり気にされていないのではないと思いながら聞いていたのですが。

→　だから、それはハッキリしてもらわないと。

→　そこ出来るの。常用の仕事も紹介するってこと言えるの、今日。

国　一般というのは、ハローワークが取り扱っている一般求人という意味ですか。

有　普通の職安のような求人求職業務をやる訳ではないですよね。

国　それは出来ないです。

有　それは出来ないので、だからネットワークなので相談に来た人をつなぐ、そういう機能ですね。

→　端末を持って来ることは出来ないのか。

国　求人がありますよね。それを求職者の方に見せるということをやろうと思うと、昨年度お話したかと思いますが、あいりん労働公共職業安定所に置いてある端末ではそれは見れないので、データを別のパソコンに移して、それを持って来てということで出来ます。それは現行も技能講習の中でやっています。

有　今後、このシステムが立ち上がった段階ではどうなるんですかということです。

国　システムが立ち上がったときに、普通のハローワークは求人部門というのを持っていますよね。同じ段階で求人を受理するということは出来ないということです。当然求人を今言っているように見ていただいたりということは。

有　出来るよね。出来るけども、最終的なマッチングをはじめいろんな手続的な部分までは出来ない。

国　そうです。事業所が来て求人票を提出いただいて、機械入力して、パッと求人が入りますというような手続きは出来ないということになります。

→　さっき出来ると言っていたのではないの。労働福祉センターの求人情報を業者さんがあいりん労働公共職業安定所にも登録するということであれば、職安でも紹介出来ますよって言わなかったか。

国　先ほど西成労働福祉センターが受けた求人というところで、すみません私の理解不足で日雇の求人をセンターに出されているのをあいりん労働公共職業安定所にも出すよということで、当然あいりん所でも受けれますという意味で返答してしまいました。私の中でも勘違いがありました。

→　だから違うでしょって言うてるねん。

→　違うね。確かに違うね。そこのところを本移転に向けてさらに検討してねという話になる。

国　はい。

有　まだまだ詰めなければいけない点がたくさんあるということが、今日よく分かったということです。そうは言っても、こういった新たな機能、トータルサポート自立促進事業のプレ職業相談、日雇はもちろんですが、それ以外の求人、求職についてのマッチングに対して大きく貢献して行こうという労働局さんの意気込みについては評価して、今後中身について、あるいは具体的な進め方については、みなさんのご意見も伺いながら労働局さんでしっかり検討して行っていただきたいと、こういう風に思っています。じゃよろしくお願いします。

　　今日の本題は本移転の規模とその配置ですが、その進め方について事務局から提案をお願いします。

府　規模について、面積をどの程度に見積もるか、その前提となるハードに影響のある機能についての取りまとめをしていただきました。事務局としては、どれくらいの規模を見積もる必要があるか、面積の積み上げなども検討させていただこうと思っております。面積の積み上げには、利用者の方々についての設定をどうするのかとかいった与条件を整理など、配置の検討にも影響が出てくる場合も想定されますので、次回の会議に向けて、規模の設定の考え方を事務局において再度精査させていただきたいと考えております。利用者について、人数の設定によっては、面積が大きく変動することにもなります。新たな機能は別といたしまして、基本的な機能、例えば寄り場機能や駐車場機能などが想定されますが、その辺りの規模の設定の考え方を次回会議以降でご報告をさせていただきたいと考えております。

有　何かご質問等々ございますか。ざっくりとした形での話ではあるのですが、ただ進め方をきちんと共通した理解を持っていないと、どちらに向いて進んでいるのかといったことになるので、みなさま方にご理解いただきたいと思います。

その上で、次に規模等々を考えるに当たって、この間やって来たまちづくりに関する調査についてもしっかりと活かして行くということも考えています。有識者の方にこの間やって来た調査の話をしていただこうと思います。

＜有識者より調査結果等の報告＞

→　説明してくれたのは良かったと思うのですが、私たちのこの会議だって、いつまでもずるずるとやっている訳じゃないでしょ。だから、ある程度機能について、どういう中身なのかということを議論したうえで、どの程度の規模が必要なのかと、規模を決めて行くのが最終的なんですよね。

有　そうですよ。だからその会議は、今日を出発点にしてやりますということです。

→　今日からしばらくは、その規模について、機能と規模についての関連でということ。

有　寄り場というところだけに注目すれば、これは基本的に１階に配置されると思うんですよね。だから１階のこの寄り場の広さがどれくらいになるかということについて、まずしっかりと考えるのが第一ではないかと思っています。もちろん、この間、労働施設のこの会議では、居場所の話とか、地域の人たちが集まるような場所の話とか、福祉的なものも、それから日雇以外の人たちの相談が出来るような場面、就労体験・訓練、そんないろんなメニューが出ています。たぶん建設の訓練をしようと思ったら、それも地上階でやらないといけないので、天井があるところはちょっと困るかなと思ったりしますけれども、そのような話と寄り場の面積などをみなさんと議論しながら、基本は行政の方でしっかり考えていただいて、みなさんと一緒に話を進めて行こうという風に思っているということです。委員よろしいですかね。

→　とにかく、いろんな機能については、もういろんな意見が出ていますよね。それはどういうイメージなのか、それぞれに出していただいた人たちに話をしてもらわないと、どの程度の規模が必要になるかとそんなのが連携して来ますよ。

有　１階のフロアに寄り場を決めて、２階にそれ以外の機能を入れ込んで行くというのが次の段階ではないかと、私は思っているんです。そして、まちづくりの駅前活性化の議論もあるんですが、そこは配置の問題も絡んで来ると思うんですけれども、分けて考えるのか、分ける必要があるのかということの議論もいずれは可能性があるのではと思っています。そこについてはあまり先走ると話が混乱するので、今日は深入りしませんけれども、そういう形で議論を進めて行きたいと思っていますのでよろしくお願いします。あと、配置のシミュレーションについては１０月以降ですかね。

府　先ほども申し上げましたが、調査結果の報告なども踏まえながら次回の会議では規模の設定の考え方をお示し出来ればと思っております。それ以降、その規模の考え方のご意見を踏まえまして、次に配置についてのご提案、シミュレーションを通じて、みなさま方にご意見をいただければと考えております。

有　はい、ありがとうございます。では報告事項の方に移りたいと思います。じゃ事務局の方よろしくお願いします。

府　先日のまちづくり会議でもご報告をさせていただきました西成労働福祉センター仮移転施設の建設について、前回のこの会議ではまだ着工直前でございましたので、ご近隣の皆様へというご挨拶の資料配付と出来るだけ早く着工させていただきたいとのご報告をさせていただきました。おかげさまで、７月２日に工事場所の仮囲いからスタートさせていただきました。７月から来年２月までの間、高架下での建物工事をさせていただき、その後、２月中頃から３月にかけて、市さんのご協力を得て、駐車場の整備を進めることとしております。来年の春の竣工まで、工事車両の通行などにより地域の方のみなさまにご迷惑をお掛けすることもあろうかと思いますが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

有　もう１件、あいりん労働公共職業安定所も近々工事があると聞いておりますのでお願いします。

国　あいりん労働公共職業安定所における仮移転の建設工事につきましては、まちづくり会議の中でも予定ということで９月着工に向けて現在準備を整えているところでございます。地域の方々に出来るだけ迷惑が掛からないように対応して行きたいと思います。そして大阪府さんと連携しながら９月の早い段階で着工出来るようにして行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

有　よろしいでしょうか。では、また事務局の方からの報告をお願いしたいのですが、議事概要に関して、報告してください。

府　去る５月２８日開催されました第３０回の労働施設検討会議の議事概要につきまして、府民の方からご意見、申し入れがございましたので、ご報告させていただきます。内容につきましては、第３０回の会議の中であいりん地域の中に子育て世代をどういう呼び込んで行くかという議論の中で、外から入って来ていただき難いというご意見の一つとして、労働者が居るからというご発言がございました件について、これは差別発言であるとのご意見の電話を頂戴いたしております。いただきましたお電話に対しましては、この会議でのご意見の１つとして発言がなされたものとして、ご説明してところですが、また、抗議文を出すということで伝えてくれということでございましたので、ここでご報告させていただきます。

有　その他の報告事項をお願いします。

府　本日の会議資料としてお配りいたしました第３１回労働施設検討会議の議事要旨案は、区のまちづくり会議のホームページにアップさせていただきます。第３１回労働施設検討会議の議事概要案につきましては、ご発言いただきました内容をみなさま方の方でご確認いただき、修正等がございましたら、事務局あてご連絡くださいますようお願いいたします。今までは１週間の期間でご連絡をいただいておりましたが、慎重を期すため、ご確認いただく期間を２週間に延長させていただきます。議事概要は、出来る限りご発言いただきました内容をそのまま掲載しておりますが、趣旨と違うということなどがございましたら、事務局あて８月６日までにご連絡をいただきたいと思います。なお、先ほど申し上げました第３０回の議事概要は、既に府のホームページの方にアップさせていただいております。なお、次回の第３３回労働施設検討会議につきましては、９月１０日月曜日、時間は１９時からこちらをお借りして開催させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

有　本日の議題これで終了しました。どうもありがとうございました。

府　これをもちまして第３２回労働施設検討会議を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。